



平成 23 年 5 月 27 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 博 展  
 (コード番号：2173 大証 J A S D A Q)  
 本 社 所 在 地 東 京 都 中 央 区 築 地 一 丁 目 13 番 14 号  
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 田 中 正 則  
 問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 今 森 教 仁  
 電 話 番 号 0 3 ( 6 2 7 8 ) 0 0 1 0

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 42 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1 定款変更の目的

- (1) 取締役会の活性化を図り、経営体質を強化して、経営環境の急激な変化に対応するため、現行定款 19 条の取締役の任期を 2 年より 1 年に変更するものであります。
- (2) 取締役の任期を 1 年に変更した場合、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることが可能となりますので、資本政策・配当政策を機動的に実行できるよう、現行定款第 38 条、第 39 条、第 40 条に所要の変更を加えるものであります。

#### 2 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条 ~ 第 18 条 (条文省略)	第 1 条 ~ 第 18 条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	2 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第 20 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 38 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 40 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第 20 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。</p> <p>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、その支払の義務を免れる。</p>

## 3 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日

平成 23 年 6 月 24 日(金)

定款変更の効力発生日

平成 23 年 6 月 24 日(金)

以上